

3. 近世人の常識(2) —所有観念

2025. 5. 2. 大橋 幸泰

はじめに

私たち現代人の所有(私有)観念／契約関係のもと、所有者は明快

→しかし、所有(私有)するという観念は超歴史的なものか？

*近世(含前近代)と近代(含現代)の所有観念には、どのような差異があるか？

1. 近世における百姓の階層分解の進展

(1) 耕作地の権利の移動

領主による厳しい収奪(←軍役の転嫁)

*村請制のもと、小前百姓の年貢未進分を上層百姓が肩代わり／耕作田畑を質入れ

→田畑永代売買禁止の原則により、質流れという形式による土地の移動が頻繁に起こる

*ただし、治者にも被治者にも、誰かが土地を個別に私的所有しているという認識はない

・大名にとって、領国は「預かり物」／私物化は許されない「公儀」の田地

・百姓にとって、「公儀」の田地を村共同で耕作／土地緊縛の原則のもと、「共同的所有」の観念を保持

→幕府、幕府領で流地禁止令発令(1721)／質地騒動(1722-24 越後国頸城郡、1723 出羽国村山郡長瀬村)

→流地禁止令撤回(1723)／事実上、流地を黙認

→18C、地主小作関係の増加／近世後期、豪農の登場

*格差社会の到来

(2) 商品経済の進展

近世百姓、「惣無事」のもと、安定した経営維持を志向

・新田開発・集約的農業の促進／農具・肥料の開発と商品化

・商品作物の生産／「余作」「余業」の拡大

→18C、幕府・諸藩の殖産興業による財政補強の志向が、商品経済の進展を後押し

*ただし、武士を治者とする支配構造と矛盾／幕藩権力の原則は抑商主義

→商品経済の活発化／豪農が在郷商人として、手広く商売を展開

→富の偏在が進展

百姓の階層分解が進展

→近世後期、豪農が地域秩序維持の主導権を掌握

→近代、名望家・資本家へ

2. 近世百姓の土地観念の変容

(1) 近世的土地観念

地主・小作関係の広がり／百姓の階層分解の進展／ただし、近代的所有観念とは異質

a. 共同的所有の観念／村請制を前提に、村全体で共同で分担して請け負う

b. 無年季的質地請戻慣行／元金さえ返金すれば、質流れ後も土地の権利を請け戻すことができる

*どちらも17C中後、全国的に成立(地発)背景に、兵農分離を経て、小農自立の進展

*その前提に、中世における徳政(地発)観念／土地は開発によって生命を吹き込まれるとされ、本主(開発者)と切り離せない／土地が売買されても本来の本主に戻して再生するべき

近世では、本主への返還の根拠が検地帳

→自立を達成した百姓には、**質流れ後も、検地帳記載田畑の所持観念あり**

→地主も村請制を維持するために、同意するのが基本／この慣行は、百姓の経営維持を保証するセーフティネット

肥後国天草郡(幕府領)の場合

- ・百姓相続方仕法(1796)／無年季的質地請戻慣行の精神を成文化
 - ・請け戻し対象は、1744-1796 の間に移動した土地／ 1806 までに元金返済を促す／返済できなかったとしても、さらに 1816 までは流地扱いしない／都合 20 年間、流地請け戻し可能期間として設定
 - ・しかし、この規定では、1816 以降、流地となる／無年季的慣行を認めないという宣言
 - ・その後、仕法期間延長(1846)、仕法再触(1868)
- *すべての土地が請け戻ることはなかったことを意味する

幕末期、無年季的質地請戻慣行は改変を迫られる／後戻りできない地主・小作関係の拡大

→その延長線上に、地租改正(1873)／近代的**所有観念**の形成

(2) 世直し一揆における百姓の要求

幕末期の世直し一揆では、民衆の暴力が顕在化／質地・質物の返還、借金証文・債権の破棄、などを要求

*背景に、近世百姓の**所有観念**が近代的**所有観念**とは異質であること

おわりに

近世人の所有観念／近代的契約関係に基づく所有観念とは異質

*近世的身分制や、村請制を前提とする近世的村落共同体、に規定される

【参考文献】

深谷克己『百姓成立』(塙書房、1993年)

深谷克己『深谷克己近世史論集 1 民間社会と百姓成立』(校倉書房、2009年)

白川部達夫『近世の百姓世界』(吉川弘文館、1999年)

白川部達夫『近世質地請戻し慣行の研究』(塙書房、2012年)

渡辺尚志『百姓たちの幕末維新』(草思社、2012年)

【付記】

- ・明日までに、Waseda Moodle にて講義記録の提出を求める。